

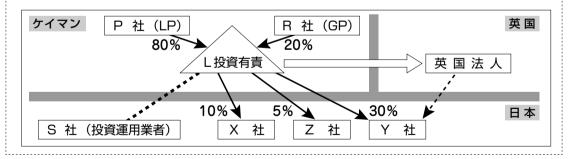
国際課税 (法人税)

外国法人の海外ファンドへの投資に係る課税関係

マイマン法人であるP社(LP)は、海外ファンドのケイマンLPSの組合財産である内国法人Y社の株式につき、同LPSを通じて、その24%の持分を2年間保有し、R社(GP・ケイマン法人)も同期間に6%の持分を保有していましたが、今般、同LPSがY社株式のすべてを英国法人に譲渡したため、P社及びR社が同LPSを通じて有するY社株式に係る24%及び6%の持分についても移転しました。また、ケイマンLPSは、投資一任契約に基づき、日本国内の投資運用業者S社に投資判断を一任するとともに、投資を行うのに必要な権限を委任しています。さらに、S社は、投資運用に係る業務について、十分な裁量権を有するとともに、そのリスクを負担しており、かつ、通常行う業務の方法によって当該業務を実施しています。加えて、P社は、期限内に、税制上の特例を受けるための書類を所轄税務署長に提出しています。

なお、P社は、ケイマン LPS に係る業務執行行為は一切行わず、ケイマン LPS は、パススルーエンティティ(導管事業体)であるため、納税義務者に該当しません。また、Y社株式は不動産化体株式に当たりません。

この場合、P社が、ケイマン LPS の組合財産である Y社株式につき、同 LPS を通じて、その持分を保有及び譲渡したことについて、税務上の取扱いをご教示ください。



P社は、S社が独立代理人であるため、ケイマンLPSに係るPEを日本国内に有さず、また、「事業譲渡類似株式特例」の適用により、事業譲渡類似株式の譲渡による所得につき

課税を受けません。

したがって、P社がケイマンLPSの 組合財産であるY社株式につき、同LPS を通じて、その持分を保有及び譲渡した ことについて、課税関係は生じません。

【解 説】

1 定義

(1) LPS (リミテッド・パートナーシップ) LPS は、投資事業有限責任組合契約 及びこれに類する外国組合契約に基づく 組合で、当該組合の業務執行を行う GP (無限責任組合員) と当該組合に出資する LP (有限責任組合員) により構成されており (投資事業有限責任組合契約に関する法律 2②、3①、措法41の21④ニ・六)、一般的にファンドの組成に用いられています。

(2) **GP**(ジェネラル・パートナー)

GPは、投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合の業務執行者で、組合運営に関する全責任を無限に負う無限責任組合員のことをいいます(措法41の21④五)。

(3) LP (リミテッド・パートナー)

LP は、投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合の投資家・資金出資者で、組合に対する責任が投資金額に制限される有限責任組合員のことをいいます(措法41の21④三)。

2 事業譲渡類似株式の譲渡

外国法人 (LP) が LPS に係る国内 PE を有さない場合、次の要件 (25%・5%要件)を満たす内国法人の株式に係る持分の譲渡を行ったときには、事業譲渡類似株式の譲渡として、当該持分の譲渡による所得が国内源泉所得として課税されます (法法138①三、法令178①四口④⑥)。

(1) 25%要件

株式持分の譲渡に係る事業年度終了の 日以前3年内のいずれかの時に、その内 国法人の特殊関係株主等(株主とその同族関係者及び他の組合員)が当該内国法人の発行済株式の25%以上に相当する持分を保有していたこと

(2) 5%要件

株式持分の譲渡に係る事業年度において、その内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式の5%以上に相当する持分を譲渡したこと

3 海外ファンドの独立代理人

海外ファンドの独立代理人となるためには、以下に掲げた法的独立性、経済的独立性及び通常業務性を有することが必要となります(法令4の4⑧、法基通20-1-8)。

(1) 法的独立性

代理人として当該業務を行う上で、<u>詳</u> 細な指示や包括的な支配を受けず、十分 な裁量権を有する など本人である外国法 人から法的に独立していること

(2) 経済的独立性

当該業務に係る技能と知識の利用を通じてリスクを負担し、報酬を受領するなど本人である外国法人から経済的に独立していること

(3) 通常業務性

代理人として当該業務を行う際に、代理人自らが<u>通常行う業務の方法又は過程</u>において行うこと

4 外国法人(LP)に対する課税の特例

(1) 制度趣旨

LPS(ファンド)を通じた海外資金を 我が国に呼び込むため、一定の要件を満 たす外国法人(LP)について、①LPS に係る PE 帰属所得が課税対象とならな い特例 (PE 特例)、② LPS に係る分配 利益につき所得税の源泉徴収が不要とな る特例 (源泉徴収特例) 及び③事業譲渡 類似株式の譲渡に係る「25%・5%要 件」を LPS の組合員単位で判定する特 例 (事業譲渡類似株式特例) が設けられ ています。

(2) PE 特例

LPS に係る外国法人(LP)で、国内PE を通じて事業を行うもののうち次に掲げる要件を満たす「特例外国 LP」については、PE 帰属所得が課税対象とならない「PE 特例」が適用されます(措法67の16①、41の21①、措令26の30①④⑨)。ただし、この特例は、当該特例の適用を受けようとする外国法人が、「特例適用申告書」を所轄税務署長に提出し、かつ、LPS の契約締結日からその提出日まで継続して「特例外国 LP」の要件を満たす「PE 特例要件」を充足する場合に限り、その提出の日以後の期間について適用されます(措法67の16④、41の21⑤)。

- (a) LPS の外国 LP であること
- (b) LPS の業務執行行為を行わないこと
- (c) LPS の組合財産に対する持分割合 等が25%未満であること
- (d) LPS の GP と特殊関係にないこと
- (e) LPS の事業以外の事業に係る国内 PE を有しないこと

(3) 事業譲渡類似株式特例

外国法人(LP)が、LPSの組合財産である内国法人の株式につき、その特殊関係株主等として、当該外国法人及び他の組合員の組合全体で、「25%・5%要件」を満たす場合、その株式に係る持分

の譲渡について、①当該外国法人(LP) が、上記(2)の「特例外国 LP」で、かつ、 「PE特例要件」を満たすとき、又は② 下記の(a)、(b)及び(c)に掲げる要件を充足 する「3要件充足外国LP」に該当する とき、短期保有株式(保有期間が1年未 満の株式) 及び破綻金融機関株式に係る 持分の譲渡である場合を除いて、事業譲 渡類似株式の譲渡に係る「25%・5%要 件」の判定を「LPSの組合員単位」で 行う「事業譲渡類似株式特例」が適用で きます(措令39の33の2①、26の31③)。 ただし、この特例は、その譲渡日を含む 事業年度に係る申告書の提出期限までに、 当該特例の適用を受ける旨等の事項を記 載した書類を納税地の所轄税務署長に提 出する「書類提出要件」を満たす場合に 限り適用されます(措令39の33の24)、 26031(5)

(a) LP 要件

譲渡事業年度終了の日以前3年内で LPS 契約を締結している期間に<u>LP</u> であること

(b) 業務執行要件

譲渡事業年度終了の日以前3年内で LPS 契約を締結している期間に、当 該契約に基づいて行う事業に係る<u>業務</u> 執行行為を行わないこと

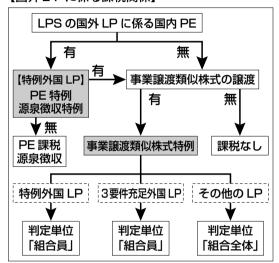
(c) 25%要件

譲渡事業年度終了の日以前3年内のいずれの時においても、当該外国法人に係る組合員を除く特殊関係株主等が、当該内国法人の発行済株式の25%以上の株式に係る持分を保有していないこと

5 国外 LP に係る課税フローチャート

LPSの国外LPについて、「PE特例」、「源泉徴収特例」及び「事業譲渡類似株式特例」に係る課税関係は、次のフローチャートのとおりに整理できます。

【国外LPに係る課税関係】



6 事例の検討

(1) 投資運用業者S社の独立性

海外ファンドの独立代理人となるためには、①十分な裁量権を有するなどの法的独立性、②リスク負担をするなどの経済的独立性及び③代理業務を通常の方法で行う通常業務性を有することが必要となります。

この点、S社は、投資運用に係る業務について、十分な裁量権を有するとともに、そのリスクを負担しており、さらに、通常行う業務の方法によって当該業務を実施していることから、①法的独立性、②経済的独立性及び③通常業務性を有していると認められます。したがって、<u>S</u>社はケイマン LPS の独立代理人に該当するため、P社は日本国内にケイマン

LPS (海外ファンド) に係る PE (代理 人 PE) を有さないといえます。

(2) 事業譲渡類似株式特例

外国法人(LP)が、LPSの組合財産である内国法人の株式につき、その特殊関係株主等として、当該外国法人及び他の組合員の組合全体で、「25%・5%要件」を満たす株式に係る持分を譲渡した場合、上記4(2)の「特例外国LP」及び「PE特例要件」を満たすとき、又は同4(3)の「3要件充足外国LP」に係る要件を満たすとき、同4(3)の「書類提出要件」を充足する場合には、短期保有株式及び破綻金融機関株式の譲渡に該当場合を除き、「事業譲渡類似株式特例」により、事業譲渡類似株式の譲渡に係る「25%・5%要件」の判定を「LPSの組合員単位」で行うことができます。

この点、P社及びR社は、ケイマン LPS の組合財産である Y 社株式につき、 同 LPS を通じて、その24% 及び 6% の 持分を2年間保有し、また、同LPSが Y社株式のすべてを英国法人に譲渡し、 P社及びR社が同LPS を通じて有する Y社株式に係る24%及び6%の持分も移 転していることから、ケイマン LPS の 全体では、「25%・5%要件」を満たす ところ、P社は、上記(1)のとおり、国内 PE を有さないことから「特例外国 LP」 には該当しない一方で、P社は、①ケイ マン LPS に係る契約を締結している期 間にLPであり、②ケイマンLPS に係 る業務執行行為は一切行わず、かつ、③ ケイマン LPS を通じて Y 社株式に係る 24% (25%未満) の持分を2年間、継続 保有していたことから、上記 4(3)の(a)、

(b)及び(c)の各要件を満たし、「3要件充足外国LP」に該当します。さらに、P社は、その譲渡日を含む事業年度に係る申告書の提出期限までに、当該特例の適用を受ける旨等の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出していることから、「書類提出要件」を充足します。加えて、Y社株式は短期保有株式及び破綻金融機関株式のいずれの場合にも該当しません。

したがって、<u>P社は、</u>「事業譲渡類似株式特例」を適用し、「25%・5%要件」について<u>「組合員単位」</u>によりP社のみで判定することができるところ、P社のケイマン LPS を通じた Y 社株式に係る持分割合は24%であることを踏まえ

ると、P社は「25%・5%要件」を満たさず、ケイマンLPSを通じてY社株式に係る持分を譲渡したことについては、事業譲渡類似株式の譲渡に該当せず、課税対象となりません。

(3) 結論

P社は、S社が独立代理人であるため、ケイマンLPSに係るPEを日本国内に有さず、また、「事業譲渡類似株式特例」の適用により、事業譲渡類似株式の譲渡による所得につき課税を受けません。

したがって、P社がケイマンLPSの 組合財産であるY社株式につき、同LPS を通じて、その持分を保有及び譲渡した ことについて、課税関係は生じません。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。 また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》

大蔵財務協会刊行書籍のご案内



定価 1,000円以上の書籍をご注文の方は 定価の2割引・送料当会負担



八訂版 試験研究費の法人税務

成松 洋一 著 A 5 判・640 頁・定価 (本体価格 4,000 円+税)

試験研究費について、その定義から税務処理の取扱いまでを、体系的かつ詳細に解説。具体的事例による【質疑応答】や重要な【裁決例・判決例】も随所に交え、理論と実践の両面から試験研究費を巡る法人税務を網羅。

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03 (3829) 4141 FAX 03 (3829) 4001